

中小企業大学校講座受講促進助成制度実施要綱

平成24年6月29日制定

平成25年5月30日一部改正

平成30年4月25日一部改正

公益社団法人 沖縄県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）の経営者・管理者が中小企業大学校の経営戦略等の講座を受講することによって、経営基盤のより一層の向上を図ることを目的とする。

(受講対象者)

第2条 運送事業者であり、且つ、法定中小企業者（資本金3億円以下又は常備従業員300人以下）の経営者、後継者及び管理者（以下「経営者等」という。）とする。

(対象校)

第3条 国の人材養成機関である中小企業大学校9校を対象とする。

最寄校での受講を原則とするが、希望する講座名・受講期間等により最寄校以外での受講も妨げない。

学校名	郵便番号	所在地	電話
旭川校	078-8555	北海道旭川市緑ヶ丘東3条2-2-1	0166-65-1200
仙台校	989-3126	宮城県仙台市青葉区落合4-2-5	022-392-8811
三条校	955-0025	新潟県三条市上野原570	0256-38-0770
東京校	207-8515	東京都東大和市桜ヶ丘2-137-5	042-565-1192
瀬戸校	489-0001	愛知県瀬戸市川平町79	0561-48-3400
関西校	679-2282	兵庫県神埼郡福崎町高岡	0790-22-5931
広島校	733-0834	広島県広島市西区草津新町1-21-5	082-278-4955
直方校	822-0005	福岡県直方市永満寺1463-2	0949-28-1144
人吉校	868-0021	熊本県人吉市鬼木町梢山1769-1	0966-23-6800

(対象講座)

第4条 対象となる講座は、中小企業大学校の各校が定める講座であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) トップのための経営戦略、経営計画等に関する講座
- (2) 実践的な財務管理、利益計画等に関する講座
- (3) 管理者のための人材教育、総務管理等に関する講座
- (4) 女性リーダーに能力開発等に関する講座
- (5) 情報化、システム構築に関する講座
- (6) その他物流事業に関する講座

(受講定員)

第5条 受講者総数は予算の範囲内とし、1事業者からの複数の申込みも妨げない。

(受講の届け出・承認)

第6条 受講を希望する運送事業者は、事前に様式1の「受講届出書」をFAXにて公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）へ提出する。

2 沖ト協は、前項の届け出があったときは、予算の範囲内であることを確認の上で速やかに運送事業者に様式2の「受講承認書」を通知する。

(大学校への申込み)

第7条 受講を希望する運送事業者は、沖ト協からの受講の承認があった後、受講しようとしている学校に対して、受講申込みの手続きを行うものとする。なお、同時に受講料を納入することになっている学校については、所定の受講料（全額）を直接納入する。

2 受講申し込みをした学校から受け入れ通知があった場合に受講することができる。

3 受講料は、所定の額（全額）を運送事業者が直接、当該校に納入する。

(受講終了後の手続き)

第8条 運送事業者は、受講が終了し、受講料全額を支払った後、様式3の「受講修了通知書」と、中小企業大学校が発行する「受講修了証書」（写し）及び「振込金受取書」等（写し）を添付し、沖ト協に提出する。

2 受講修了通知書の締め切りは、当該年度1月末日までに沖ト協必着とする。ただし、1月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

(交通費の助成)

第9条 助成の対象となる交通費は、沖縄県外で実施される講座を受けようとする経営者等の所属する事業所又は自宅から当該対象校までの間のバス、鉄道又は航空等の公共交通機関の往復運賃で実費分を基準に、沖ト協に所属する運送事業者（以下「会員事業者」という。）は、半額、沖ト協に所属しない運送事業者（以下「非会員事業者」という。）は、1割、助成する。

(受講料の助成)

第10条 受講料については、会員事業者は、沖ト協・公益社団法人全日本トラック協会が、各々3分の1の割合で助成し、非会員事業者は、沖ト協が15分の1、助成する。

2 前項の運送事業者の負担額は、百円未満は切り捨てとする。

(助成金額の支払い)

第11条 沖ト協は、運送事業者から受講修了通知書の提出があったときは、精査のうえ、年度末までに所定の助成金額を支払う。

(受講申し込み後の変更又は中止)

第12条 運送事業者は、沖ト協から受講承認を得た後、申込み事項を変更又は受講を中止した場合は、その旨、速やかに沖ト協あて届け出る。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、沖ト協が別にこれを定める。

附則（平成24年6月29日）

第1条 本要綱は平成24年4月1日より適用する。

附則（平成25年5月30日）

第1条 本要綱は平成25年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱（平成24年6月29日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則（平成30年4月25日）

第2条 本要綱は平成30年4月1日より適用する。